

給付年金コーナー

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和7年中（令和7年1月1日から12月31日）に納められた保険料の全額です。（令和7年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象です。）

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から下記のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に確定申告ができるため、電子版を推奨しています。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます（登録をすると郵送されなくなります）。

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和7年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	電子送付	令和7年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵送	令和7年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和7年10月1日から12月31日の間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます。)	電子送付	令和8年1月下旬から順次
		郵送	令和8年2月上旬

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

問合せ 株式会社年金事務所 ☎ 27・6560

長瀬町国民健康保険の方限定

12月末までの特定健診受診者限定プレゼント抽選会のお知らせ

対象者：長瀬町国民健康保険（40～74歳）の方で12月31日（水）までに特定健診を受診した方

※現在74歳の方は後期高齢者医療制度に切り替わってから受診すると対象外となります。

申込方法：町の受診券を使用して、特定健診を受診すると自動的に抽選会の応募になりますのでお手続きは不要です。

さらに、以下に該当する方は当選確率がアップします。

●40歳代・50歳代の方

景品：	1位	長瀬お宝商品券5,000円分	1名様
	2位	長瀬お宝商品券3,000円分	2名様
	3位	長瀬お宝商品券1,000円分	40名様

抽選で43人に
最大5千円相当の
商品券が当たる！

抽選結果：令和8年3月頃当選の方に結果を郵送します。

問合せ 健康こども課 健康づくり担当 ☎ 66・3111 内線132、133

12月の納期

●町県民税

■特別徴収（第5期分）※今月支給される年金から天引きされます

●国民健康保険税

■普通徴収（第6期分）

■特別徴収（第5期分）※今月支給される年金から天引きされます

●後期高齢者医療保険料

■普通徴収（第6期分）

■特別徴収（第5期分）※今月支給される年金から天引きされます

●固定資産税（第3期分）

●介護保険料

■普通徴収（第6期分）

■特別徴収（第5期分）※今月支給される年金から天引きされます

納期限は12月25日（木）です。口座振替の場合は12月26日（金）が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎ 66・3111

町県民税 税務会計課 課税担当 内線115
固定資産税 税務会計課 課税担当 内線113

国民健康保険税 税務会計課 課税担当 内線116
介護保険料 福祉介護課 介護包括ケア担当 内線143
後期高齢者医療保険料 町民課 給付担当 内線123